

## 教育職員免許状取得までの道筋

下記は、一般的事項として学部学生で1回生から教職を目指しているケースの履修例です。

教員免許状は、学部の2回生以上から、または大学院学生でも、所定の単位を修得することでその取得を目指すことが可能です。

なお、日本の学士を取得していない大学院学生(修士課程)は、修士の学位を基礎資格として一種免許状と専修免許状の所要単位を修得することによって、専修免許状の取得が可能です。

### ◆ 1回生(2~4は全学共通科目)

1. 4~5月に開催される教職課程オリエンテーションに参加すること。  
また、所属学部で「履修カルテ(単位修得状況)」を受け取り、それを参考にして、教職関係科目の履修を進めること。
2. 日本国憲法
3. 体育科目(健康科学I、健康科学II、健康心理学I、健康心理学II、運動科学I、運動科学II、運動医科学、体力医科学から1科目とスポーツ実習)
4. 外国語コミュニケーション(英語リーディング、英語ライティング-リスニング、ドイツ語I・II、フランス語I・II、中国語I・II、ロシア語I・IIから選択)
5. 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」または「情報機器の操作」  
(「情報機器の操作」は、所属の学部で対応授業科目を確認)
6. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項を含んだ科目(所属の学部で対応授業科目を確認——1回生配当がある場合)

### ◆ 2回生

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項を含んだ科目(所属の学部で対応授業科目を確認)
2. 上記以外の「教科及び教職に関する科目」(教育学部)
3. 介護等体験(中学校教諭免許状取得希望者)の実施
4. 1回生の2~5の科目で取得できなかった科目

### ◆ 3回生

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項を含んだ科目(所属の学部で対応授業科目を確認)
2. 上記以外の「教科及び教職に関する科目」(教育学部) ※教科教育法については3回生までに単位を修得するのが望ましいが、少なくとも1科目は単位を修得しておくこと。
3. 介護等体験(中学校教諭免許状取得希望者)の実施(2回生で実施しなかった場合)
4. 教育実習Iの実施(中学校教諭免許状取得希望者で、3回生、4回生に分割して教育実習を行う場合)
5. 教育実習参加申込説明会(4月中旬)【教育実習実施の前年度】
6. 教育実習内諾申請(各自の出身校)——説明会終了後に行う
7. 教育実習参加申込(10月上旬)【教育実習実施の前年度】

### ◆ 4回生

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項を含んだ科目(未

---

修得の場合)

2. 上記以外の「教科及び教職に関する科目」(未修得の場合)
  3. 介護等体験(中学校教諭免許状取得希望者)の実施(まだ実施していない場合)
  4. 教育実習オリエンテーション(教職実践演習オリエンテーションを含む)【教育実習の年度】
  5. 教育実習教科別事前指導(4月中旬～4月下旬)【教育実習の年度】
  6. 教育実習ⅡまたはⅠ・Ⅱの実施(5月上旬～11月下旬)  
〈教育実習Ⅰについては、中学校教諭免許状取得希望者は必修〉
  7. 教育実習教科別事後指導(全体の実習終了後に行う)【教育実習の年度】
  8. 教育職員免許状授与一括申請(10月頃各所属学部で受付)
  9. 教育職員免許状交付(3月卒業時)
-